

# ランドレース種豚の繁殖 一代雑種秋から本格的造成

ランドレース豚の繁殖系統は、県酪農試験場および県和牛試験場を基幹として県指定種豚場を通じ地区指定種豚場、養豚農家を一連の組織とし系統立てて種豚の繁殖を図っている。

繁殖計画は、まず純粋繁殖を主体とし3ヵ年計画を立て種豚を6,000頭に増殖することとしている。

計画の第1年度である昨年は県指定種豚場10ヵ所を指定し、めす122頭、おす27頭の原種豚を払い下げしている。

また本年度は新たに5ヵ所の県指定種豚場を設置することになった。

## 地区指定種豚場の設置

県指定種豚場の生産子豚はランドレース種豚の繁殖実施要領（昨年6月号登載）によって、種豚は原則として指定種豚場設置の地域内に地区指定種豚場を設置して配付することとしている。

しかしながら現況からすれば、直ちに繁殖実施要領による地区指定種豚場を設置することは困難な場合も考えられるので現段階では、豚の繁殖に相当経験があつて繁殖豚（ランドレース）を最低5頭程度飼養できる設備をもっており、将来さらに経営規模を拡大して養豚経営に専念する者であれば、指定種豚場の生産子豚を販売することとしている。

## 繁殖方法

酪農試験場では系統繁殖を実施し、試験交配もあわせて実施する。また血液の更新を図るため県指定種豚場、地区指定種豚場へ同試験場の生産種雄豚を補充するとともに、試験場では毎年県外から1～2頭の種雄豚を購入、交換、または精液の移入を実施する。

## 生産見込

本年度中の試験場および指定種豚場の生産見込み数は次表のとおりである。

## 払下譲渡計画

生産地区分	種 豚			廃用豚	合計	年度初頭数	内 訳	
	雄	雌	小計				雄	雌
県酪農試験場	80	130	210	110	320	31	7	24
県指定種豚場	30	500	530	720	1,250	149	27	122
計	110	630	740	880	1,570	180	34	146

ア 酪農試験場生産豚は、本年指定された県指定種豚場5ヵ所へ豚コレラ予防注射および駆虫を実施し生産2ヵ月前後で有償払い下げを行なう。

また、残りのものは地区指定種豚場へ雄1頭、雌5頭を1セットとして払い下げるほか候補種雄豚も1頭払い下げる。県指定種豚場生産豚のうち、雌は地区指定種豚場に対して5頭以上セットとして譲渡する。

また雄は生産豚中特に優秀なものを厳選して生後6ヵ月程度まで育成し、ヨークシャー種との一代雑種造成用の候補種雄豚として地区指定種豚場へ販売する。

したがって種雄豚は純粋繁殖には酪農試験場の生産豚を、一代雑種造成用には県指定種豚場の生産豚をあてることとなる。

イ 種豚として子豚登記できなかった生産豚は、雄は必ず去勢して現地において競争入札または子豚市場で、せり売りの方法で肉用素豚として売却するほか、農協の肉豚預託事業等により極力その農協の管内で育成肥育し、食肉市場へ共同出荷するものとしている。

## 払下譲渡価格

酪農試験場および県指定種豚場のランドレース種豚払い下げおよび譲渡価格は当分の間（昭和38年上

種 豚	種 別	区 分	価 格	摘 要
種 雄	種 雄	種 雄	10,000円	生後八〇日前後の登記子豚雄雌とも
種 雌	種 雌	種 雌	10,000円	生後六〇日程度の競争入札またはせり売りにより決定す
候補種雄豚	候補種雄豚	候補種雄豚	10,000円	生後六ヵ月程度の候補種雄豚

半期) 次のように規定している。

### 一代雑種の造成

本年2月号でランドレースの一代雑種について記載したが、この方針が決定した。

一代雑種の造成にはその基盤であるヨークシャー種の改良の遅れもあるので、基本的にはランドレース種の純粋繁殖で増殖を計ることとなるが、逐次ランドレース種一代雑種の方角へ向けるようヨークシャー種の改良を進め、次の「豚の一代雑種造成要領」により本年度下半期から本格的に進めることにしている。

ただし酪農試験場および県指定種豚場けい養の種雄豚は一代雑種造成用には用いないこととしている。

なお、種付料等は「岡山県家畜保健衛生所条例」に定める額を準用することとなる。

### 豚の一代雑種造成要領

(目的)

第一 ランドレース種豚とヨークシャー種豚との一代雑種豚(以下「豚の一代雑種」という。)を造成し、産肉能力の向上により経済性の高い肉豚を生産し、もって養豚農家の所得増大を図ることを目的とする。

(方針)

第二 豚の一代雑種の肉豚利用については、品種改良を混乱させないよう種豚登録事業を推進強化し、系統団体等の指導により組織的に実施する。

(種雄豚)

第三 豚の一代雑種造成に供用する種雄豚は、日本種豚登録協会に登録又は登記された生後8ヵ月以上のランドレース種雄豚で、種畜検査又は種雄豚検査に合格したものとする。

2 種雄豚は、主として岡山県指定種豚場生産豚を充当し、岡山県酪農試験場および岡山県指定種豚場けい養種雄豚は、一般的豚の一代雑種造成には供用しないものとする。

(種めす豚)

第四 豚の一代雑種造成に供用する種めす豚は、日本種豚登録協会に登録又は登記された血統明確な生後10ヵ月以上のヨークシャー種とする。

(豚の一代雑種造成の制限)

第五 豚の一代雑種造成には、基礎豚の改良増殖から必要であるので、県有貸付種めす豚及び登録審査得点78点以上の種めす豚等のヨークシャー種、並びに指定種豚場にけい養する豚については、異品種交配を実施してはならないものとする。

(種付け料等)

第六 豚の一代雑種造成のための種付料及び精液料等は、岡山県家畜保健衛生所条例に定める額を準用するものとする。

(報告等)

第七 豚の一代雑種造成のための種付け、又は人工授精を実施した場合は、種雄豚の管理者又は家畜人工授精師は、別記様式により各月別に取りまとめ、翌月5日までに所轄農林事務所長へ届け出るものとする。(様式略)

(肉豚出荷)

第八 豚の一代雑種は全頭肉豚用として食肉市場へ共同出荷し、繁殖に供してはならないものとする。